

イベント等の営業許可申請・届出の手続きについて

イベント等において飲食物を取り扱う場合は、保健所へ事前の手続きが必要となります。
手続きは、1【食品営業許可申請】と2【食品取扱(出店)届】があります。

- ・ 食品の提供が営業行為と認められる場合:許可 → 1【営業許可申請】の手続きへ
- ・ 営業行為と認められない場合等:届出 → 2【食品取扱(出店)届】の手続きへ

※許可か届出かの判断はイベント内容や取扱食品等によって異なります。下の表を参考に事前に
出店場所を管轄する保健所へご相談下さい。

対象者	露店商組合員	イベント出店者で 保健所長が認めたもの	イベント出店者	保健所長が認めた食品移動 営業	イベント出店者
許可期間	5年	5年	イベント期間 (最大3か月)	5年	—
取扱品目	出店施設において調理等 できる食品から 1催事1品目	出店施設において調理 等できる食品から1催事 1品目	イベント要綱による	食品移動営業取扱要綱による	出店施設において調理等 できる食品から1施設1 品目
営業施設	組立解体式 専用のもの	組立解体式 専用のもの	臨時的簡易施設	保健所長が認めた自動車に設 けた施設	臨時的簡易施設
営業地域	県内一円	県内一円	イベント会場	県内一円	イベント会場
反復継続性	高い	高い	低い	高い	低い
社会通念上 (規模・他の 事業に付随 等)	・それ自体独 立した事業 (露天商を生 業としている)	・それ自体を生業とはし ていない。 ・他の事業に付随したも のではない。 ・不特定多数の人を対 象に提供。	・それ自体を生業とは していない。 ・他の事業に付随し たものではない。 ・不特定多数の人を対 象に提供。	・それ自体独立し事業	・教育の一環、社 会福祉活動の一 環等 ・主として限定さ れた人を対象に 提供。
取得許可等	露店移動営業	露店移動営業	季節営業	食品移動営業	届出(許可不要)

許可対象施設と届出施設の考え方について

☆イベント等で食品の製造等を行うことは基本、許可対象と考え、食品営業者か非営業者かで区別はしない。
☆しかし、反復性が低い※出店であって、以下に該当するものは、届出施設として取り扱うものとする。

(※反復継続性の目安…6日/年以上は高い、5日/年以下は低い。)

- 町内会等の住民団体、学校及び企業が主催する催事において、主催者自らがその関係者等に食品を提供する場合
- 試食・試飲並びに販売以外の食品の授与
- 営利を目的とせず、公益を目的とした食品の調理・販売・授与
- 営業許可を必要としない食品の販売

三方囲い



手洗設備

